

境内地・境内建物の証明願 提出書類一覧

◎…必須、○…必要により添付

区分	提出書類一覧	各種証明		備考
		境内地	境内建物	
共通	証明願<< 2通 >>	◎	◎	
	大分県収入証紙 << 400円 / 1件 >>	◎	◎	県庁及び県の地方機関で販売
物件関係	当該土地の登記簿謄本（全部事項証明書）	◎	◎	
	当該建物の登記簿謄本（ " ）	◎	◎	新築の場合は、当該建物の表示に関する登記簿謄本
	当該地又は当該建物の位置図	◎	◎	住宅地図等
	公図の写し（字図）	◎	◎	
	配置図	○	◎	駐車場用地の場合は、駐車区画線を記入
	建物平面図	○	◎	
	売買契約書写し（寄附の場合⇒寄附証書）	◎	◎	取得の経緯がわかるもの
	農地転用許可書写し （市街化区域内の場合⇒農地転用許可届）	○	◎	※取得する土地の地目が田または畑となっている場合
	使用目的を記した書類	◎	◎	誓約書等
	使用目的を証する書類	○	○	工事請負契約書（写し）、建築検査済証（写し）等 （※納骨堂の場合は、経営許可書・管理規約等（写し）が必要）
現場写真	◎	◎	遠景及び近景、外観及び内観	
法人関係	責任役員会議事録写し	◎	◎	
	責任役員であることの証明書	◎	◎	
	総代、総代会等の同意書の写し	○	○	} ※法人規則中に総代の同意、包括団体の承認等が必要である旨の規定がある場合
	総代等であることの証明書	○	○	
	包括宗教団体の承認書の写し	○	○	
	公告証明書	○	○	} ※宗教法人法第23条に該当する場合 公告内容、掲示場所がわかるように近景及び遠景
	公告書類写し	○	○	
	公告証明写真	○	○	
	宗教法人登記事項証明書	◎	◎	
法人規則写し	◎	◎	宗教法人規則全文	

※注意事項

- ・ 写しを提出する場合は代表役員の原本証明が必要です。
（右記参照）
- ・ 宗教法人法第23条に該当するのは、財産の処分、借入、保証、主要な境内建物の新築・改築・増築・移築・除却、著しい模様替えをする場合です。
公告は、売買契約等を締結する少なくとも1ヶ月前に完了しなければなりません。

【原本証明 記載例】

この写しは、原本と相違ないことを証明します。
 ○○年○○月○○日
 宗教法人「 」代表役員 大分 太郎 印